

財政援助団体等監査報告書

第 1 準拠基準

青森市監査基準

第 2 監査の種類

財政援助団体等の監査（地方自治法第 1 9 9 条第 7 項）

第 3 監査の対象、日程及び実施場所

次表に掲げる日程において、公の施設の指定管理者の出納及び出納に関連する事務を対象として監査を実施した。

日 程	種 目	対象団体名	指定管理して いる 施 設 名	管理に関する経費 指定管理料	実 施 場 所
令和 5 年 12 月 19 日から 令和 6 年 2 月 6 日まで	公の施設の 指定管理者	社 会 福祉法人 敬 仁 会	青森市立 すみれ寮	36, 435, 721 円	・ 青森市立 すみれ寮 ・ 監査委員室
令和 5 年 12 月 21 日から 令和 6 年 2 月 6 日まで	公の施設の 指定管理者	株式会社 鹿 内 組	青森市 斎場 青森市 浪岡斎園	93, 855, 310 円	・ 監査委員事務局 ・ 青森市斎場 ・ 青森市 浪岡斎園 ・ 監査委員室

第4 監査の着眼点

- 1 施設は関係法令(条例を含む)の定めるところにより適切に管理されているか
- 2 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか
- 3 公の施設の管理に係る出納関係帳票等の整備及び記帳は適正になされているか
また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か
- 4 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は整備されているか

第5 監査の主な実施内容

監査委員事務局の職員による予備監査（試査による書類の閲覧・証憑突合・帳簿突合などを行う書類監査又は実地において実査・立会などを行う実地監査）を実施した後、監査委員が事情聴取及び質問を行う委員監査を実施した。

第6 監査の結果

（1）社会福祉法人 敬仁会

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていると認められる。

（2）株式会社 鹿内組

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていると認められる。